



発行 新潟県

号外 1

令和2年12月25日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

条 例

- 44 新潟県手数料条例の一部を改正する条例(財政課)
- 45 知事等の損害賠償責任の限度額に関する条例の一部を改正する条例(人事課)
- 46 県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例(行政改革課)
- 47 新潟県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例(管財課)
- 48 新潟県犯罪被害者等支援条例(県民生活課)
- 49 新潟県環境影響評価条例の一部を改正する条例(環境企画課)
- 50 新潟県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例(高齢福祉保健課)
- 51 食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(生活衛生課)
- 52 新潟県漁港管理条例の一部を改正する条例(漁港課)
- 53 新潟県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(道路管理課)
- 54 新潟県都市公園条例の一部を改正する条例(都市整備課)
- 55 新潟県建築基準条例の一部を改正する条例(建築住宅課)
- 56 建築士法の特例等に関する条例の一部を改正する条例(建築住宅課)
- 57 新潟県港湾管理条例の一部を改正する条例(港湾整備課)
- 58 新潟県が管理する港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例の一部を改正する条例(港湾整備課)
- 59 新潟県いじめ等の対策に関する条例(議事調査課)

本号で公布された主な条例のあらまし

◇新潟県手数料条例の一部を改正する条例(新潟県条例第44号)

- 1 手数料の新設
農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に伴い、同法の規定による輸出証明書の発行等に係る手数料を新たに規定することとしました。(本則関係)
- 2 新潟県内水面水産試験場手数料徴収条例の廃止
農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の規定による輸出証明書の発行等に係る手数料の新設に伴い、輸出水産動物に係る証明書交付手数料の徴収等について必要な事項を定めた新潟県内水面水産試験場手数料徴収条例を廃止することとしました。(附則関係)
- 3 施行期日
この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。

◇知事等の損害賠償責任の限度額に関する条例の一部を改正する条例(新潟県条例第45号)

- 1 損害賠償責任の限度額の軽減
地方自治法施行令が改正され、海区漁業調整委員会の委員に係る損害賠償責任の限度額の参酌基準が変更されたことから、当該基準に合わせた限度額に改正することとしました。(第2条関係)
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例（新潟県条例第46号）

1 県から市町村への事務の移譲

地方自治法の規定による事務処理の特例制度に基づく市町村への事務の移譲に伴い、関係条例の規定を整備することとしました。

- (1) 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（第1条関係）
- (2) 新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和3年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県犯罪被害者等支援条例（新潟県条例第48号）

1 目的

この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再構築を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、県民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とすることとしました。（第1条関係）

2 県の責務及び犯罪被害者等支援に関する施策の実施

県は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを計画的に実施する責務を有し、犯罪被害者等支援に関する計画を定めるとともに、犯罪被害者等支援に関する基本的施策を実施するものとしました。（第4条、第9条及び第13条～第24条関係）

3 県民の責務

県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとするものとしました。（第5条関係）

4 事業者の責務

事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとするものとしました。（第6条関係）

5 民間支援団体の責務

民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を行うとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとするものとしました。（第7条関係）

6 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例（新潟県条例第50号）

1 手数料の改正

介護支援専門員実務研修事務手数料及び介護支援専門員更新研修事務手数料について、積算根拠の見直しに伴い、手数料の額を引き上げることとしました。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。

◇食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（新潟県条例第51号）

1 食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次の条例の規定のうち営業施設の基準に関する規定、営業の許可の申請に係る手数料の規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。

- (1) 新潟県生活環境の保全等に関する条例（第1条関係）
- (2) 新潟県食品衛生法施行条例（第2条関係）
- (3) 新潟県食品衛生条例（第3条関係）

2 施行期日

この条例は、令和3年6月1日から施行することとしました。

◇新潟県建築基準条例の一部を改正する条例（新潟県条例第55号）

1 条例による事務処理の特例に係る事務の追加

建築基準法の改正に伴い、居住環境向上用途誘導地区における建築物の建蔽率、壁面の位置又は高さの特例許可に関する事務を市町村が処理することとしました。(第30条関係)

2 手数料の新設

建築基準法の改正に伴い、居住環境向上用途誘導地区における建築物の建蔽率、壁面の位置又は高さの特例許可申請手数料を新たに定めることとしました。(別表関係)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇建築士法の特例等に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第56号）

1 手数料の改正

建築士事務所登録手数料について、積算根拠の見直しに伴い、その額を改正することとしました。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県いじめ等の対策に関する条例（新潟県条例第59号）

1 目的

この条例は、いじめ及びいじめ類似行為の未然防止、いじめ等の早期発見、いじめ等に対する迅速かつ適切な対応並びにいじめ等の再発防止の対策に関し、基本理念を定め、県等の責務を明らかにするとともに、いじめ等の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項を定めることにより、もって児童等が健やかに成長することのできる環境の整備に資することを目的とすることとしました。(第1条関係)

2 定義

(1) この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義しました。(第2条関係)

(2) この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものと定義しました。(第2条関係)

3 県の責務並びに市町村への支援及び協力

県は、基本理念にのっとり、いじめ等の対策に関し、市町村その他の関係者と連携を図りつつ、本県の実情に応じた施策を実施する責務を有することとしました。(第5条関係)

4 インターネットを通じて行われるいじめ等の未然防止等

県は、市町村その他の関係者と連携し、インターネットを通じて送信されるいじめ等に関する情報が及ぼす影響の重大性に鑑み、スマートフォンその他の携帯電話端末等によりソーシャルネットワークワーキングサービスその他のインターネットを通じて行われるいじめ等の未然防止に資するため、児童等に対するインターネットの適切な利用に関する教育及び保護者への啓発活動を行うこととしました。(第13条関係)

5 情報の共有、検証、調査研究等

県は、市町村その他の関係者と連携し、それらの保有するいじめ等の対策に資する情報の共有、いじめ等の対策の実施の状況の検証及びいじめ等の対策の効果的な実施に資する調査研究を行うとともに、それらの成果を普及することとしました。(第15条関係)

6 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 新潟県手数料条例の一部を改正する条例
- (2) 知事等の損害賠償責任の限度額に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例
- (4) 新潟県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例
- (5) 新潟県犯罪被害者等支援条例
- (6) 新潟県環境影響評価条例の一部を改正する条例
- (7) 新潟県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例
- (8) 食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- (9) 新潟県漁港管理条例の一部を改正する条例
- (10) 新潟県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- (11) 新潟県都市公園条例の一部を改正する条例
- (12) 新潟県建築基準条例の一部を改正する条例
- (13) 新潟県建築士法の特例等に関する条例の一部を改正する条例
- (14) 新潟県港湾管理条例の一部を改正する条例
- (15) 新潟県が管理する港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例の一部を改正する条例
- (16) 新潟県いじめ等の対策に関する条例

令和2年12月25日

新潟県知事 花角 英世

新潟県条例第44号

新潟県手数料条例の一部を改正する条例

新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後					改 正 前				
別表（第3条関係） (1)～(2)の2（略） (3) 福祉保健部関係					別表（第3条関係） (1)～(2)の2（略） (3) 福祉保健部関係				
	対象となる 事務	名称	区 分	金 額		対象となる 事務	名称	区 分	金 額
(略)					(略)				
55	(略)	(略)		(略)	55	(略)	(略)		(略)
56	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第2項の規定に基づく輸出証明書の発行（厚生労働大臣の定める手続により行うものに限る。）	福祉保健部関係輸出証明書発行手数料		1件につき 1,000円					
57	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項の規定に基づく適合施設の認定（厚生労働大臣の定める手続により行うものに限る。）の申請に対する審査	福祉保健部関係適合施設認定申請手数料	(1) 現地において調査を行う場合	1件につき 20,900円					
			(2) その他の場合	1件につき 10,400円					
(4)・(4)の2（略） (5) 農林水産部関係					(4)・(4)の2（略） (5) 農林水産部関係				
	対象となる 事務	名称	区 分	金 額		対象となる 事務	名称	区 分	金 額
(略)					(略)				
61	(略)	(略)		(略)	61	(略)	(略)		(略)
61	農林水産物	農林		1件につき					

の 2	及び食品の輸出の促進に関する法律第15条第2項の規定に基づく輸出証明書の発行（農林水産大臣の定める手続により行うものに限る。）	水産部関係輸出証明書発行手数料		1,600円													
61 の 3	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項の規定に基づく適合施設の認定（農林水産大臣の定める手続により行うものに限る。）の申請に対する審査	農林水産部関係適合施設認定申請手数料	(1) 現地において調査を行う場合	1件につき 20,900円													
			(2) その他の場合	1件につき 10,400円													
(略)					(略)												
(6)～(9) (略)					(6)～(9) (略)												

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(新潟県内水面水産試験場手数料徴収条例の廃止)
- 2 新潟県内水面水産試験場手数料徴収条例（令和元年新潟県条例第33号）は、廃止する。

新潟県条例第45号

知事等の損害賠償責任の限度額に関する条例の一部を改正する条例

知事等の損害賠償責任の限度額に関する条例（令和2年新潟県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（知事等の損害賠償責任の限度額）</p> <p>第2条 知事等の損害賠償責任は、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該損害賠償責任を負う額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員又は<u>監査委員</u> 地方警務官以外の知事等の基準給与年額に4を乗じて得た額</p> <p>(3) 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、<u>海区漁業調整委員会の委員</u>、内水面漁場管理委員会の委員又は地方公営企業の管理者 地方警務官以外の知事等の基準給与年額に2を乗じて得た額</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p style="text-align: center;">（知事等の損害賠償責任の限度額）</p> <p>第2条 知事等の損害賠償責任は、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該損害賠償責任を負う額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、<u>監査委員又は海区漁業調整委員会の委員</u> 地方警務官以外の知事等の基準給与年額に4を乗じて得た額</p> <p>(3) 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員又は地方公営企業の管理者 地方警務官以外の知事等の基準給与年額に2を乗じて得た額</p> <p>(4)～(6) (略)</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第15条第2項の規定により在任するものとされた海区漁業調整委員会の委員に係る県に対する損害を賠償する責任を負う額から控除する額については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

新潟県条例第46号

県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例

(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年新潟県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号(以下この条において「移動後別表細目号」という。)に対応する次の表の改正前の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号(以下この条において「移動別表細目号」という。)が存在する場合には当該移動別表細目号を当該移動後別表細目号とし、移動後別表細目号に対応する移動別表細目号が存在しない場合には当該移動後別表細目号(以下この条において「追加別表細目号」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の号の表示及び追加別表細目号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
(3) 県民生活・環境部関係		(3) 県民生活・環境部関係	
事務	市町村	事務	市町村
(略)		(略)	
25 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4) (略) (5) 法第11条の3の規定による廃止の届出に係る書類の受理及び県への送付	(略)	25 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4) (略) (5) 法第11条の2の規定による廃止の届出に係る書類の受理及び県への送付	(略)
26 浄化槽法(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(11) (略) <u>(11)の2 法第11条の2第1項の規定による使用の休止の届出の受理</u> <u>(11)の3 法第11条の2第2項の規定による使用の再開の届出の受理</u> (12) 法第11条の3の規定による廃止の届出の受理 (13)～(17) (略) <u>(18) 法第12条の5第4項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による設置計画に対する同意(特定行政庁の権限に係るものを除く。)</u> <u>(19) 法第49条第1項の規定による浄化槽台帳の作成</u> <u>(20) 法第49条第2項の規定による情報の提供の要求</u> (21) (略)	(略)	26 浄化槽法(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(11) (略) (12) 法第11条の2の規定による廃止の届出の受理 (13)～(17) (略) (18) (略)	(略)

(22) (略)
(23) 法附則第11条第1項の規定による助言及び指導
(24) 法附則第11条第2項の規定による勧告
(25) 法附則第11条第3項の規定による命令
(26) (略)

(19) (略)
(20) (略)

(4) 防災局関係

事 務	市町村
1 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(煙火の消費に係るものに限る。) (1)～(11) (略)	長岡市、新発田市、加茂市、十日町市、村上市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、聖籠町、津南町及び粟島浦村
(略)	

(4) 防災局関係

事 務	市町村
1 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(煙火の消費に係るものに限る。) (1)～(11) (略)	長岡市、新発田市、加茂市、十日町市、村上市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、聖籠町、津南町及び粟島浦村
(略)	

(5) (略)

(6) 産業労働部関係

事 務	市町村
1 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)並びに企業組合に係るものに限る。) (1)～(39) (略)	三条市、新発田市、加茂市、十日町市、見附市、燕市、妙高市及び佐渡市
(略)	

(5) (略)

(6) 産業労働部関係

事 務	市町村
1 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)並びに企業組合に係るものに限る。) (1)～(39) (略)	三条市、加茂市、十日町市、見附市、燕市、妙高市及び佐渡市
(略)	

3の2 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する協業組合並びに2以上の市町村の区域に係る事業協同組合及び事業協同小組合に係るものを除く。） (1)～(22) (略)	三 条 市、新 発 田 市、加 茂 市、十 日 町 市、見 附 市、燕 市、妙 高 市 及 び 佐 渡 市
(略)	
(6)の2 (略)	
(7) 農林水産部関係	
事 務	市町村
1 農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(17) (略) (18) 組合等登記令（昭和39年政令第29号）第14条第4項及び第5項の規定による解散の登記の嘱託	(略)
(略)	
8 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4) (略) (5) 法第69条第5項の規定による報告の徴収及び立入検査 (6) (略) (7) 法第70条第3項の規定による処分 (8)～(19) (略)	(略)
(略)	
(8) 農地部関係	
事 務	市町村
1 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(13) (略)	三 条 市、柏 崎 市、新 発 田 市、小 千 谷 市、加 茂 市、

3の2 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する協業組合並びに2以上の市町村の区域に係る事業協同組合及び事業協同小組合に係るものを除く。） (1)～(22) (略)	三 条 市、加 茂 市、十 日 町 市、見 附 市、燕 市、妙 高 市 及 び 佐 渡 市
(略)	
(6)の2 (略)	
(7) 農林水産部関係	
事 務	市町村
1 農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(17) (略) (18) 組合等登記令（昭和39年政令第29号）第14条第4項及び第26条第2項の規定による解散の登記の嘱託	(略)
(略)	
8 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4) (略) (5) 法第69条第4項の規定による報告の徴収及び立入検査 (6) (略) (7) 法第70条第2項の規定による処分 (8)～(19) (略)	(略)
(略)	
(8) 農地部関係	
事 務	市町村
1 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(13) (略)	三 条 市、柏 崎 市、新 発 田 市、小 千 谷 市、加 茂 市、

十日町市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、 <u>魚沼市</u> 、胎内市、聖籠町、弥彦村、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村及び粟島浦村 (略)	十日町市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村及び粟島浦村 (略)
(9) (略)	(9) (略)

(新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部改正)

第 2 条 新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例（平成12年新潟県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前								
(事務処理の特例) 第11条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。	(事務処理の特例) 第11条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">事 務</th> <th style="width: 30%;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務 (1)～(16) (略)</td> <td>長岡市、三条市、柏崎市、新</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務 (1)～(16) (略)	長岡市、三条市、柏崎市、新	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">事 務</th> <th style="width: 30%;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務 (1)～(16) (略)</td> <td>長岡市、三条市、柏崎市、新</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務 (1)～(16) (略)	長岡市、三条市、柏崎市、新
事 務	市町村								
精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務 (1)～(16) (略)	長岡市、三条市、柏崎市、新								
事 務	市町村								
精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務 (1)～(16) (略)	長岡市、三条市、柏崎市、新								

	発 田 市、小 千 谷 市、加 茂市、 十日町 市、見 附市、 村 上 市、燕 市、糸 魚 川 市、妙 高市、 五 泉 市、上 越市、 阿賀野 市、佐 渡市、 魚 沼 市、南 魚 沼 市、胎 内市、 聖 籠 町、 <u>出</u> <u>雲 崎</u> <u>町</u> 、湯 沢町、 津 南 町、 <u>刈</u> <u>羽村</u> 、 関川村 及び粟 島浦村	発 田 市、小 千 谷 市、加 茂市、 十日町 市、見 附市、 村 上 市、燕 市、糸 魚 川 市、妙 高市、 五 泉 市、上 越市、 阿賀野 市、佐 渡市、 魚 沼 市、南 魚 沼 市、胎 内市、 聖 籠 町、湯 沢町、 津 南 町、関 川村及 び粟島 浦村
--	---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第3号の表25の項及び26の項第12号並びに別表第7号の表1の項及び8の項の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に火薬類取締法(昭和25年法律第149号)の規定により知事に対してなされた申請その他の行為に係る事務の処理については、なお従前の例による。

新潟県条例第47号

新潟県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

新潟県行政財産使用料徴収条例（昭和39年新潟県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後										改正前									
別表（第2条関係）										別表（第2条関係）									
行政財産使用料の基準										行政財産使用料の基準									
区分	使用の種類		単位	使用料（単位 円）															
土地	(略)									土地	(略)								
	電気	(略)									電気	(略)							
	通信	水管、外径が0.15メートル未満のもの 下水道管、ガス管その他これに類するもの の以外のもの	(略)	新潟市部	98	新潟市以外の市部	43	町村部	34		通信	水管、外径が0.15メートル未満のもの 下水道管、ガス管その他これに類するもの の以外のもの	(略)	新潟市部	88	新潟市以外の市部	37	町村部	27
	施設		外径が0.15メートル以上のもの		130		58		45		施設		外径が0.15メートル以上のもの		110		50		37
	その他		外径が0.2メートル未満のもの		260		120		90		その他		外径が0.2メートル未満のもの		230		100		74
	これに類するもの以外のもの		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		650		290		220		これに類するもの以外のもの		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		590		250		180

				外径が1メートル以上のもの		1,100		500		370	
(略)											
				その他のもの（使用面積が5平方メートル未満のものに限る。）	(略)	新潟市部	1,900	新潟市以外の市部	840	町村部	620
(略)											
備考 (略)											

				外径が1メートル以上のもの		1,300		580		450	
(略)											
				その他のもの（使用面積が5平方メートル未満のものに限る。）	(略)	新潟市部	2,200	新潟市以外の市部	960	町村部	750
(略)											
備考 (略)											

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。

新潟県条例第48号

新潟県犯罪被害者等支援条例

目次

第1章 総則（第1条－第12条）

第2章 基本的施策（第13条－第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再構築を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、県民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、他者の無理解又は配慮に欠ける言動、他者による偏見、差別、プライバシーの侵害又はインターネットを通じて行われる^{ひぼう}誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、経済的な損失その他の被害をいう。
- (4) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び犯罪等により受けた被害をいう。
- (5) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が受けた被害（二次的被害及び再被害を含む。以下同じ。）の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再構築を図り、二次的被害及び再被害を防止し、並びに犯罪被害者等への県民及び事業者の理解を深める取組をいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、犯罪被害者等に係る個人情報の取扱いに留意し、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮して行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを計画的に実施する責務を有する。

- 2 県は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するもの（以下「関係機関等」という。）との連絡調整を緊密に行うものとする。

（県民の責務）

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援

に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等の雇用及び勤務に十分配慮するよう努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を行うとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村への協力)

第8条 県は、市町村が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の提供及び助言その他の協力を行うものとする。

(犯罪被害者等支援に関する計画)

第9条 県は、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画(以下「計画」という。)を定めるものとする。

2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 犯罪被害者等支援に関する基本方針

(2) 犯罪被害者等支援に関する具体的施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援を推進するために必要な事項

3 県は、計画を定め、又は変更するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、提出された意見及びその反映状況等を公表するものとする。

4 県は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第8条第1項に規定する犯罪被害者等基本計画が変更されたときその他必要が生じたときは、計画の見直しを行う。

5 県は、計画に基づく施策の実施状況を定期的に公表するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 県は、犯罪被害者等が、関係機関等のうちいずれのものに支援を求めた場合においても、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう、連携の強化、情報の共有等のために必要な体制の整備に努めるものとする。

2 県は、県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が発生した場合において、当該事案の犯罪被害者等に対し直ちに支援を行う必要があると認めるときは、関係機関等と協力し、当該事案に対応するための体制を整え、緊急に必要な支援を実施するものとする。

(財政上の措置)

第11条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第12条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策に犯罪被害者等の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

第2章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第13条 県は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、専門的知識又は技能を有するものの紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第14条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援及び配慮)

第15条 県は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等の状況に応じた生活支援及び精神的負担への配慮その他の必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第16条 県は、二次的被害及び再被害を防止し、犯罪被害者等の安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第17条 県は、犯罪等、二次的被害又は再被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）第2条第1号に規定する県営住宅への入居における特別の配慮その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第18条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての事業者への啓発活動、犯罪被害者等の就労に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第19条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、関係機関等と連携し、必要な経済的支援等を行うよう努めるとともに、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民等の理解の増進)

第20条 県は、関係機関等と連携し、広報活動、啓発活動、教育活動等を通じ、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について県民及び事業者の理解を深めるとともに、二次的被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第21条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第22条 県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(被害者支援を考える月間)

第23条 県は、県民及び事業者の犯罪被害者等への関心及び理解を深めるため、被害者支援を考える月間を設ける。

2 被害者支援を考える月間は、11月1日から同月30日までとする。

(表彰)

第24条 知事は、犯罪被害者等支援について特に顕著な功績があったと認められるもので他の模範になると認められるものを表彰することができる。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

新潟県条例第49号

新潟県環境影響評価条例の一部を改正する条例

新潟県環境影響評価条例（平成11年新潟県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

改 正 後	改 正 前
（対象事業等を定める都市計画に係る手続に関する特例） 第32条の3 （略） 2・3 （略）	（対象事業等を定める都市計画に係る手続に関する特例） 第32条の3 （略） 2・3 （略） <u>4 前項の都市計画について、都市計画法第19条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による同意を行うに当たっては、知事は、評価書の記載事項に基づいて、当該都市計画につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならない。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第50号

新潟県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟県介護保険法関係手数料条例（平成10年新潟県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額	手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額
(略)			(略)		
2 法第69条の2第1項の規定により介護支援専門員実務研修を受けようとする者	介護支援専門員実務研修事務手数料	1 件につき <u>49,000円</u>	2 法第69条の2第1項の規定により介護支援専門員実務研修を受けようとする者	介護支援専門員実務研修事務手数料	1 件につき <u>42,200円</u>
(略)			(略)		
5 法第69条の8第2項の規定により更新研修を受けようとする者	介護支援専門員更新研修事務手数料	1 件につき <u>32,000円</u>	5 法第69条の8第2項の規定により更新研修を受けようとする者	介護支援専門員更新研修事務手数料	1 件につき <u>29,600円</u>
(1) 介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員として実務に従事した経験（以下「実務経験」という。）を有しない者に対する更新研修		1 件につき <u>34,000円</u>	(1) 介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員として実務に従事した経験（以下「実務経験」という。）を有しない者に対する更新研修		1 件につき <u>33,600円</u>
(2) 実務経験を有する者(以下「実務経験者」という。)に対する更新研修（更新回数により受講を免除される科目に係るものに限る。）		1 件につき <u>21,200円</u>	(2) 実務経験を有する者(以下「実務経験者」という。)に対する更新研修（更新回数により受講を免除される科目に係るものに限る。）		1 件につき <u>18,000円</u>
(3) 実務経験者に対する更新研修（前号に掲げるものを除く。）			(3) 実務経験者に対する更新研修（前号に掲げるものを除く。）		
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県条例第51号

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(新潟県生活環境の保全等に関する条例の一部改正)

第1条 新潟県生活環境の保全等に関する条例(昭和46年新潟県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。)に改める。

改正後	改正前
<p>(規制基準)</p> <p>第101条 深夜(午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。以下同じ。)において次に掲げる営業(以下この節及び第13章において「飲食店営業等」という。)を営むことにより発生する騒音に係る規制基準(以下この節において「規制基準」という。)は、区域の区分ごとに規則で定める。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 専らカラオケ装置(ビデオディスク等から伴奏音楽を再生し、これに合わせてマイクロホンを使つて歌唱できるように構成された装置をいう。)による伴奏音楽に合わせて歌唱させる営業(前号に規定する営業を除く。)</u></p>	<p>(規制基準)</p> <p>第101条 深夜(午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。以下同じ。)において次に掲げる営業(以下この節及び第13章において「飲食店営業等」という。)を営むことにより発生する騒音に係る規制基準(以下この節において「規制基準」という。)は、区域の区分ごとに規則で定める。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 喫茶店営業(食品衛生法施行令第35条第2号に規定する営業をいう。)</u></p> <p><u>(3) 専らカラオケ装置(ビデオディスク等から伴奏音楽を再生し、これに合わせてマイクロホンを使つて歌唱できるように構成された装置をいう。)による伴奏音楽に合わせて歌唱させる営業(前2号に規定する営業を除く。)</u></p>

(新潟県食品衛生法施行条例の一部改正)

第2条 新潟県食品衛生法施行条例(平成11年新潟県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削り、次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示、削除号及び別表の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び別表の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(営業施設の基準)</p> <p>第4条 <u>法第54条に規定する営業の施設について公衆衛生の見地から必要な基準は、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)第66条の7の定めるところによるものとする。</u></p> <p>(届出)</p> <p>第6条 <u>法第55条第1項の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当したときは、10日以内に知事に届け出なければならない。ただし、第1号に該当したときは、同</u></p>	<p>(営業施設の基準)</p> <p>第4条 <u>法第51条に規定する営業の施設について公衆衛生の見地から必要な基準は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>(廃業等の届出)</p> <p>第6条 <u>法第52条第1項の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当したときは、10日以内に知事に届け出なければならない。ただし、第2号に該当したときは、同</u></p>

居の親族又は清算人において届け出なければならない。

(1) 死亡し、又は解散した場合であつて、法第56条第1項の規定により許可営業者の地位を承継する者がいないとき。

(2) (略)

第8条 法第55条第1項の規定による営業の許可の申請をしようとする者は、政令第35条各号に掲げる営業の種類ごとに、1件につきそれぞれ別表に定める額の手数料を納めなければならない。

2～4 (略)

別表 (第8条関係)

営業の種類	区 分	手数料の額
飲食店営業	臨時的に営まれるもの	4,000円
	市日の市場又は祭礼の会場に限り営まれるもの	2,000円
	上記以外のもの	16,000円
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業		9,800円
食肉販売業		13,000円
魚介類販売業		13,000円
魚介類競り売り営業		21,000円
集乳業		9,800円
乳処理業		23,000円
特別牛乳搾取処理業		23,000円
食肉処理業		23,000円
食品の放射線照射業		23,000円
菓子製造業		21,000円
アイスクリーム類製造業		21,000円
乳製品製造業		23,000円
清涼飲料水製造業		23,000円
食肉製品製造業		23,000円
水産製品製造業		23,000円
氷雪製造業		21,000円

居の親族又は清算人において届け出なければならない。

(1) 営業を廃止したとき。

(2) 死亡し、又は解散した場合であつて、法第53条第1項の規定により許可営業者の地位を承継する者がいないとき。

(3) (略)

第8条 法第52条第1項の規定による営業の許可の申請をしようとする者は、政令第35条各号に掲げる営業の種類ごとに、1件につきそれぞれ別表第3に定める額の手数料を納めなければならない。

2～4 (略)

液卵製造業		23,000円
食用油脂製造業		23,000円
みそ又はしょうゆ製造業		21,000円
酒類製造業		21,000円
豆腐製造業		21,000円
納豆製造業		21,000円
麺類製造業		21,000円
そうざい製造業		23,000円
複合型そうざい製造業		34,000円
冷凍食品製造業		23,000円
複合型冷凍食品製造業		34,000円
漬物製造業		21,000円
密封包装食品製造業		23,000円
食品の小分け業		21,000円
添加物製造業		23,000円

別表第1 削除

別表第2 (第4条関係)
(略)

別表第3 (第8条関係)
(略)

(新潟県食品衛生条例の廃止)

第3条 新潟県食品衛生条例(昭和42年新潟県条例第46号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年6月1日から施行する。
(新潟県食品衛生条例の廃止に伴う経過措置)
- この条例の施行の際現に第3条の規定による廃止前の新潟県食品衛生条例(以下「廃止前の新潟県食品衛生条例」という。)第2条第1項各号又は第4条各号の営業(食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第123号。以下「整備等政令」という。)第1条の規定による改正後の食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条各号の営業のいずれかに該当する営業に限る。)を行っている者に対する廃止前の新潟県食品衛生条例の規定の適用については、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)第2条の規定による改正後の食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「新法」という。)第55条第1項の許可を受ける日の前日までは、なお従前の例による。
- 前項の場合における廃止前の新潟県食品衛生条例第2条第3項の許可の有効期間については、整備等政令の施行の日から起算して3年を経過する日(同日以前に当該営業に係る新法第55条第1項の許可を受けたときは、当該許可を受けた日の前日)に満了するものとみなす。
- この条例の施行前にした行為及び附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例の一部改正)
- 新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例(昭和43年新潟県条例第7号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後				改正前			
別表第2 (第2条関係)				別表第2 (第2条関係)			
適用対象者	検査の種類	使用料等の額		適用対象者	検査の種類	使用料等の額	
		単位	料金			単位	料金
防疫関係検査 (1) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)の適用を受ける食品関係施設の従事者及びその家族 (2)~(4) (略)	(略)			防疫関係検査 (1) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)及び新潟県食品衛生条例(昭和42年新潟県条例第46号)の適用を受ける食品関係施設の従事者及びその家族 (2)~(4) (略)	(略)		

(新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

6 附則第2項の規定によりなお従前の例により当該営業を行うものとされる者の食品関係施設の従事者及びその家族に対する前項の規定による改正前の新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例の規定の適用については、なお従前の例による。

(新潟県保健所条例の一部改正)

7 新潟県保健所条例(昭和63年新潟県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号(以下この項において「移動別表号」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号(以下この項において「移動後別表号」という。)が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号を削る。

改正後				改正前			
別表第2 (第2条関係)				別表第2 (第2条関係)			
項	所掌事務	保健所の名称	所管区域	項	所掌事務	保健所の名称	所管区域
(略)				(略)			
3	(1)~(15) (略)	(略)		3	(1)~(15) (略)	(略)	
	<u>(16)</u> (略)				<u>(16)</u> <u>新潟県食品衛生条例(昭和42年新潟県条例第46号)の施行に関する事務</u>		
	<u>(17)</u> (略)				<u>(17)</u> (略)		
					<u>(18)</u> (略)		

(新潟県保健所条例の一部改正に伴う経過措置)

8 附則第2項の規定によりなお従前の例により当該営業を行うものとされる者に関する事務に対する前項の規定による改正前の新潟県保健所条例の規定の適用については、なお従前の例による。

(新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

9 新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年新潟県条例第83号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後		改正前	
別表 (第7条関係)		別表 (第7条関係)	
		新潟県食品衛生	第7条第1項及び第4 第4条

(略)	<table border="1"> <tr> <td style="width: 50%;">条例(昭和42年新潟県条例第46号)</td> <td style="width: 50%;">項</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	条例(昭和42年新潟県条例第46号)	項	(略)	
条例(昭和42年新潟県条例第46号)	項				
(略)					

(新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 10 附則第2項の規定によりなお従前の例により当該営業を行うものとされる者に対する前項の規定による改正前の新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定の適用については、なお従前の例による。

新潟県条例第52号

新潟県漁港管理条例の一部を改正する条例

新潟県漁港管理条例（昭和33年新潟県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第1（第14条関係）				別表第1（第14条関係）			
(1) (略)				(1) (略)			
(2) 占用料				(2) 占用料			
区 分	算定の基礎	占 用 料 の 額		区 分	算定の基礎	占 用 料 の 額	
		漁業関係者	漁業関係者以外の者			漁業関係者	漁業関係者以外の者
(略)				(略)			
3 管類を設置する場合	(略)	150円	220円	3 管類を設置する場合	(略)	130円	180円
(略)				(略)			
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における占用に係る占用料について適用し、同日前における占用に係る占用料については、なお従前の例による。

新潟県条例第53号

新潟県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

新潟県道路占用料徴収条例（昭和28年新潟県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前						
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）						
占 用 物 件		占 用 料	所 在 地		占 用 物 件		占 用 料	所 在 地			
			単 位	市				町 村	単 位	市	町 村
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	(略)	540	420	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	(略)	470	340		
	第2種電柱		830	640	第2種電柱		720	530			
	第3種電柱		1,100	870	第3種電柱		970	710			
	第1種電話柱		480	370	第1種電話柱		420	310			
	第2種電話柱		770	600	第2種電話柱		670	490			
	第3種電話柱		1,100	820	第3種電話柱		920	680			
	その他の柱類		48	37	その他の柱類		42	31			
	共架電線その他上空に設ける線類	(略)	5	4	共架電線その他上空に設ける線類	(略)	4	3			
	地下に設ける電線その他の線類		3	2	地下に設ける電線その他の線類		2	1			
	路上に設ける変圧器	(略)	470	370	路上に設ける変圧器	(略)	410	300			
	地下に設ける変圧器	(略)	290	220	地下に設ける変圧器	(略)	250	180			
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	(略)	960	750	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	(略)	840	620			
	郵便差出箱及び信書便差出箱		400	310	郵便差出箱及び信書便差出箱		350	260			
	広告塔	(略)	1,900	920	広告塔	(略)	1,800	890			
その他のもの	(略)	960	750	その他のもの	(略)	840	620				
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.15メートル未満のもの	(略)	43	34	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.15メートル未満のもの	(略)	37	27		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		58	45	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		50	37			
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		120	90	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		100	74			

	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		290	220		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		250	180		
	外径が1メートル以上のもの		580	450		外径が1メートル以上のもの		500	370		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		(略)	960	750		法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	(略)	840	620		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	(略)	(略)	(略)	(略)		法第32条第1項第5号に掲げる施設	(略)	(略)	(略)		
	上空に設ける通路		970	460		上空に設ける通路		920	440		
	地下に設ける通路		580	280		地下に設ける通路		550	260		
	その他のもの		960	750		その他のもの		840	620		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	(略)	19	9		法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	(略)	18	8	
	その他のもの	(略)	190	92		その他のもの	(略)	180	89		
政令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	(略)	190	92	政令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	(略)	180	89
		その他のもの	(略)	1,900	920			その他のもの	(略)	1,800	890
	標識	(略)	770	600		標識	(略)	670	490		
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	(略)	19	9	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	(略)	18	8	
		その他のもの	(略)	190	92		その他のもの	(略)	180	89	
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	(略)	19	9	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	(略)	18	8	
		その他の	(略)	190	92		その他の	(略)	180	89	

	施設であるものを除く。)	のもの							
	アーチ	車道を横断するもの	(略)	1,900	920				
		その他のもの		970	460				
政令第7条第2号に掲げる工作物			(略)	960	750				
政令第7条第3号に掲げる施設			(略)	Aに0.033を乗じて得た額					
政令第7条第4号に掲げる工施用施設及び同条第5号に掲げる工施用材料			(略)	190	92				
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				96	75				
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	(略)	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額					
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額						
	(略)		(略)						
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額						
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額					
	その他のもの		(略)	Aに0.016を乗じて得た額					
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車	建築物		Aに0.023を乗じて得た額						
	その他のもの		(略)	Aに0.016を乗じて得た額					
	施設であるものを除く。)	のもの							
	アーチ	車道を横断するもの	(略)	1,800	890				
		その他のもの		920	440				
政令第7条第2号に掲げる工作物			(略)	840	620				
政令第7条第3号に掲げる施設			(略)	Aに0.034を乗じて得た額					
政令第7条第4号に掲げる工施用施設及び同条第5号に掲げる工施用材料			(略)	180	89				
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				84	62				
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	(略)	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額					
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額						
	(略)		(略)						
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額						
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額					
	その他のもの		(略)	Aに0.017を乗じて得た額					
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車	建築物		Aに0.024を乗じて得た額						
	その他のもの		(略)	Aに0.017を乗じて得た額					

場				場			
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額	政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額			上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額	
	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額			その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額	
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.033を乗じて得た額		政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.034を乗じて得た額	
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額	政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額			上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額	
	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額			その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額	
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

新潟県条例第54号

新潟県都市公園条例の一部を改正する条例

新潟県都市公園条例（昭和60年新潟県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前						
別表第2（第10条関係）					別表第2（第10条関係）						
(1) (略)					(1) (略)						
(2) 法第6条第1項又は第3項の規定による都市公園の占用の許可を受けた場合					(2) 法第6条第1項又は第3項の規定による都市公園の占用の許可を受けた場合						
区 分	単位	金 額			区 分	単位	金 額				
		新 潟 市	新潟市以外の市	町 村			新 潟 市	新潟市以外の市	町 村		
電柱 その 他こ れに 類す るも の	第1種電柱	(略)	1,200円	540円	420円	電柱	第1種電柱	(略)	1,100円	470円	340円
	第2種電柱		1,900円	830円	640円	その	第2種電柱		1,600円	720円	530円
	第3種電柱		2,500円	1,100円	870円	他こ	第3種電柱		2,200円	970円	710円
	第1種電話柱		1,100円	480円	370円	れに	第1種電話柱		980円	420円	310円
	第2種電話柱		1,700円	770円	600円	類す	第2種電話柱		1,500円	670円	490円
	第3種電話柱		2,400円	1,100円	820円	るも	第3種電話柱		2,100円	920円	680円
	その他の柱類		110円	48円	37円	の	その他の柱類		98円	42円	31円
水道 管、 下水 道 管、 ガス 管そ の他 これ らに 類す るも の	外径が0.15メートル未満のもの	(略)	98円	43円	34円	水道	外径が0.15メートル未満のもの	(略)	88円	37円	27円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		130円	58円	45円	管、	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		110円	50円	37円
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		260円	120円	90円	下水	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		230円	100円	74円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		650円	290円	220円	道	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		590円	250円	180円

	のもの				
	外径が1メートル以上のもの		1,300円	580円	450円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	(略)		2,200円	960円	750円
郵便差出箱及び信書便差出箱	(略)		910円	400円	310円
競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	占用期間が1月未満の場合	(略)	264円	21円	10円
	占用期間が1月以上の場合	(略)	240円	19円	9円
標識	(略)		1,700円	770円	600円
工事用板囲い、足場、詰所その他工事用施設	(略)		2,400円	190円	92円
土石、竹木その他の工事用材料の置場	(略)		2,400円	190円	92円

(3)～(8) (略)

備考 (略)

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。

	のもの				
	外径が1メートル以上のもの		1,100円	500円	370円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	(略)		1,900円	840円	620円
郵便差出箱及び信書便差出箱	(略)		820円	350円	260円
競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	占用期間が1月未満の場合	(略)	198円	20円	9円
	占用期間が1月以上の場合	(略)	180円	18円	8円
標識	(略)		1,500円	670円	490円
工事用板囲い、足場、詰所その他工事用施設	(略)		1,800円	180円	89円
土石、竹木その他の工事用材料の置場	(略)		1,800円	180円	89円

(3)～(8) (略)

備考 (略)

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。
-

新潟県条例第55号

新潟県建築基準条例の一部を改正する条例

新潟県建築基準条例（昭和47年新潟県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号及び別表の項の表示に下線が引かれた号及び別表の項（以下「移動後号等」という。）に対応する次の表の改正前の欄中号及び別表の項の表示に下線が引かれた号及び別表の項（以下「移動号等」という。）が存在する場合には当該移動号等を当該移動後号等とし、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には当該移動後号等を加える。

改正後		改正前																			
<p>第30条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村（以下「特定市町村」という。）を除く。）が処理することとする。</p> <p>(1)～(34) (略)</p> <p><u>(34)の2 法第60条の2の2第1項第2号又は第3項ただし書の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p><u>(34)の3</u> (略)</p> <p>(35)～(57) (略)</p> <p>2 (略)</p>		<p>第30条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村（以下「特定市町村」という。）を除く。）が処理することとする。</p> <p>(1)～(34) (略)</p> <p>(34)の2 (略)</p> <p>(35)～(57) (略)</p> <p>2 (略)</p>																			
<p>別表（第28条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を納めなければならない者</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～20 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>20の2 法第60条の2の2第1項第2号の規定により建築物の建蔽率若しくは壁面の位置に関する特例の許可の申請をしようとする者又は同条第3項ただし書の規定により建築物の高さに関する特例の許可の申請をしようとする者</u></td> <td><u>1件につき 160,000円</u></td> </tr> <tr> <td><u>20の3</u> (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>21～40 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		手数料を納めなければならない者	手数料の額	1～20 (略)	(略)	<u>20の2 法第60条の2の2第1項第2号の規定により建築物の建蔽率若しくは壁面の位置に関する特例の許可の申請をしようとする者又は同条第3項ただし書の規定により建築物の高さに関する特例の許可の申請をしようとする者</u>	<u>1件につき 160,000円</u>	<u>20の3</u> (略)	(略)	21～40 (略)	(略)	<p>別表（第28条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を納めなければならない者</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～20 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>20の2</u> (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>21～40 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		手数料を納めなければならない者	手数料の額	1～20 (略)	(略)	<u>20の2</u> (略)	(略)	21～40 (略)	(略)
手数料を納めなければならない者	手数料の額																				
1～20 (略)	(略)																				
<u>20の2 法第60条の2の2第1項第2号の規定により建築物の建蔽率若しくは壁面の位置に関する特例の許可の申請をしようとする者又は同条第3項ただし書の規定により建築物の高さに関する特例の許可の申請をしようとする者</u>	<u>1件につき 160,000円</u>																				
<u>20の3</u> (略)	(略)																				
21～40 (略)	(略)																				
手数料を納めなければならない者	手数料の額																				
1～20 (略)	(略)																				
<u>20の2</u> (略)	(略)																				
21～40 (略)	(略)																				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第56号

建築士法の特例等に関する条例の一部を改正する条例

建築士法の特例等に関する条例（昭和59年新潟県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額	手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額
(略)			(略)		
4 法第23条第1項又は第3項の規定により1級建築士事務所について登録を受けようとする者	1級建築士事務所登録手数料	1件につき <u>17,000円</u>	4 法第23条第1項又は第3項の規定により1級建築士事務所について登録を受けようとする者	1級建築士事務所登録手数料	1件につき <u>15,000円</u>
5 法第23条第1項又は第3項の規定により2級建築士事務所又は木造建築士事務所について登録を受けようとする者	2級建築士事務所又は木造建築士事務所登録手数料	1件につき <u>12,000円</u>	5 法第23条第1項又は第3項の規定により2級建築士事務所又は木造建築士事務所について登録を受けようとする者	2級建築士事務所又は木造建築士事務所登録手数料	1件につき <u>10,000円</u>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

新潟県条例第57号

新潟県港湾管理条例の一部を改正する条例

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後								改正前																							
別表（第6条関係）								別表（第6条関係）																							
港湾施設及びその使用の区分	使用料算定の基礎		国際拠点港湾	重要港湾		地方港湾			港湾施設及びその使用の区分	使用料算定の基礎		国際拠点港湾	重要港湾		地方港湾																
			新潟港	直江津港	両津港 小木港	柏崎港 姫川港	岩船港 寺泊港 赤泊港 二見港	新潟港				直江津港	両津港 小木港	柏崎港 姫川港	岩船港 寺泊港 赤泊港 二見港																
(略)								(略)																							
港湾施設用地	(略)		(略)	98円	43円	43円	43円	43円	港湾施設用地	(略)		(略)	88円	37円	37円	37円	37円														
	埋設管又は架空管類	外径が0.15メートル未満のもの								外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの							外径が0.4メートル以上1.0メートル未満のもの	埋設管又は架空管類	外径が0.15メートル未満のもの	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	外径が0.4メートル以上1.0メートル未満のもの								

	もの						
	外径が1.0メートル以上のもの	(略)	1,300円	580円	580円	580円	580円
架空線	(略)		11円	5円	5円	5円	5円
地下線	(略)		7円	3円	3円	3円	3円
備考 (略)							

	もの						
	外径が1.0メートル以上のもの	(略)	1,100円	500円	500円	500円	500円
架空線	(略)		9円	4円	4円	4円	4円
地下線	(略)		5円	2円	2円	2円	2円
備考 (略)							

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。

新潟県条例第58号

新潟県が管理する港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県が管理する港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例（平成11年新潟県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前				
別表（第4条関係）				別表（第4条関係）				
占用料等の基準				占用料等の基準				
種類	細目	算定の基礎	料金	種類	細目	算定の基礎	料金	
(略)				(略)				
土砂採取料	石	長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	(略)	160円	石	長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	(略)	155円
		(略)		(略)				
		長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの	(略)	120円		長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの	(略)	115円
		長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの	(略)	3,610円		長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの	(略)	3,530円
		長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの	(略)	7,230円		長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの	(略)	7,060円
		長径120センチメートル以上のもの	(略)	<u>7,230円</u> に長径が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに723円を加算した額		長径120センチメートル以上のもの	(略)	<u>7,060円</u> に長径が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに706円を加算した額
	砂利		(略)	180円	砂利		(略)	175円
	かき込み砂利		(略)	160円	かき込み砂利		(略)	155円
	土砂		(略)	140円	土砂		(略)	135円
	(略)				(略)			

備考 (略)	備考 (略)
附 則	
(施行期日)	
1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。	
(経過措置)	
2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における採取に係る土砂採取料について適用し、同日前に おける採取に係る土砂採取料については、なお従前の例による。	

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における採取に係る土砂採取料について適用し、同日前に
おける採取に係る土砂採取料については、なお従前の例による。

新潟県条例第59号

新潟県いじめ等の対策に関する条例

本県に暮らす児童等の未来は、光り輝くものであってほしい。

このことは、いじめ等の問題に関する報道が本県の内外で繰り返される度に、県民誰もが強く願うことであり、児童等が光り輝く未来を享受するためには、社会全体でいじめ等の問題に取り組む必要があることはいうまでもない。

ここに、私たちは、児童等が健やかに成長することができる環境づくりを進めるため、県、市町村、学校の設置者、学校及び学校の教職員、保護者、児童等並びに県民及び事業者が一丸となって、社会全体でいじめ等の対策を推進することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、いじめ及びいじめ類似行為（以下「いじめ等」という。）の未然防止、いじめ等の早期発見、いじめ等に対する迅速かつ適切な対応並びにいじめ等の再発防止の対策（以下「いじめ等の対策」という。）に関し、基本理念を定め、県等の責務を明らかにするとともに、いじめ等の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項を定めることにより、もって児童等が健やかに成長することのできる環境の整備に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

3 この条例において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

4 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(基本理念)

第3条 いじめ等の対策は、いじめ等が全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことにより、健やかに成長することができるよう、学校の内外を問わずいじめ等が行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめ等の対策は、全ての児童等がいじめ等を行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめ等を認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめ等が児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめ等の問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめ等の対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市町村、学校の設置者、学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者の連携の下、いじめ等の問題を克服することを目指して行われなければならない。

4 いじめ等の対策は、児童等の規範意識が養われるとともに、児童等が当該対策の当事者としての自覚を持ち、主体的かつ積極的に行動することができるようになることを旨として行われなければならない。

5 いじめ等の対策は、いじめを受けた児童等の心情を尊重した対応及びその保護者に対する必要な支援並びにいじめ等を行った児童等に対する指導及びその保護者に対する必要な助言を適切かつ迅速に行われることを旨として行われなければならない。

(いじめ等の禁止)

第4条 児童等は、いじめ等を行ってはならない。

(県の責務並びに市町村への支援及び協力)

第5条 県は、第3条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめ等の対策に関し、市町村その他の関係者と連携を図りつつ、本県の実情に応じた施策を実施する責務を有する。

2 県は、市町村が実施するいじめ等の対策について、必要な支援及び協力を行うものとする。

(学校の設置者の責務)

第6条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめ等の対策について、自らが率先して実施すべき立場にあることを踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

(学校及び学校の教職員の責務)

第7条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体で、いじめ等の対策を推進するとともに、当該学校に在籍する児童等へのいじめ等があったと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するものとする。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、基本理念にのっとり、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、その保護する児童等がいじめ等を行うことのないよう、当該児童等に対し、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童等がいじめを受けた場合は、適切に当該児童等がいじめから保護するとともに、その保護する児童等が在籍する学校でいじめ等があった場合は、いじめ等の事実に向き合い、解決に向けて協力するものとする。

3 保護者は、県、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ等の対策に協力するものとする。

(児童等の役割)

第9条 児童等は、基本理念にのっとり、自らを大切にし、一人一人の違いを理解し、及び互いを尊重するとともに、その発達段階に応じて、インターネットを通じて送信される情報の特性に対する理解を深めるよう努めるものとする。

2 児童等は、基本理念にのっとり、いじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者に相談するよう努めるものとする。

(県民及び事業者の協力)

第10条 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、いじめ等の対策を推進することが児童等が健やかに成長することのできる環境の整備に資することに理解を深め、その居住する又は事業を行う地域において、いじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者への情報の提供その他必要な配慮を行うよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 県は、いじめ等の対策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(いじめ等の未然防止に資する取組の推進等)

第12条 県は、児童等自らがいじめ等に関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組、児童等が互いに良好な関係を築くことができる取組その他のいじめ等の未然防止に資する取組を推進するものとする。

2 県は、いじめ等の早期発見、発見したいじめ等への迅速かつ適切な対応等に資する環境の整備を図るものとする。

3 県は、いじめに起因して不登校になっている児童等について、当該児童等の心身の状況に応じて、学習活動等の場の確保、相談その他の支援に資する環境の整備を図るものとする。

(インターネットを通じて行われるいじめ等の未然防止等)

第13条 県は、市町村その他の関係者と連携し、インターネットを通じて送信されるいじめ等に関する情報が及ぼす影響の重大性に鑑み、スマートフォンその他の携帯電話端末等によりソーシャルネットワークワーキングサービスその他のインターネットを通じて行われるいじめ等の未然防止に資するため、児童等に対するインターネットの適切な利用に関する教育及び保護者への啓発活動を行うものとする。

2 県は、市町村その他の関係者と連携し、スマートフォンその他の携帯電話端末等によりソーシャルネットワークワーキングサービスその他のインターネットを通じて行われるいじめ類似行為の早期発見に資する体制の整備を図るものとする。

(人材の確保及び資質の向上)

第14条 県は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめ等を行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめ等の対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、研修等を通じた学校の教職員の資質の向上、学校におけるいじめ等の対策の推進に資する体制の充実、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーその他の心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって、いじめ等の対策を含む教育相談に応じるもの及びいじめ等への対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保並びに適切な配置その他必要な取組を推進するものとする。

(情報の共有、検証、調査研究等)

第15条 県は、市町村その他の関係者と連携し、それらの保有するいじめ等の対策に資する情報の共有、いじめ等の対策の実施の状況の検証及びいじめ等の対策の効果的な実施に資する調査研究を行うとともに、それらの成果を普及するものとする。

(社会全体による対策の推進)

第16条 県は、社会全体でいじめ等の対策を推進するため、いじめ等が児童等の心身に及ぼす影響、いじめ等を防止することの重要性、いじめ等に係る相談制度及び救済制度等について、県民の関心と理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 県は、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。